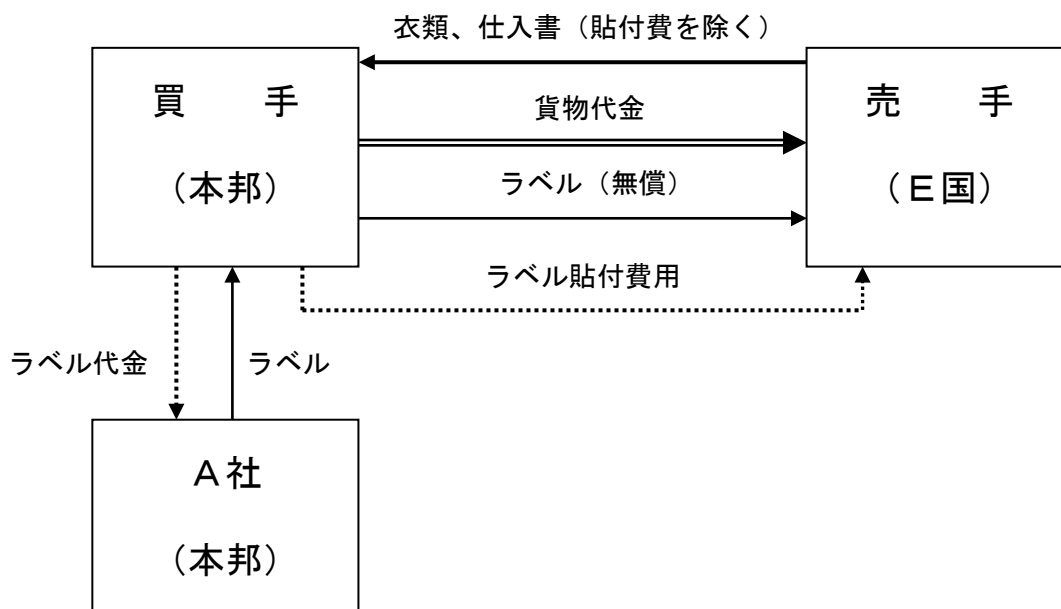


### 9. 売手に支払う無償提供したラベルの貼付費用



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から衣類を購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物に貼付されるラベルを本邦所在の特殊関係にないA社から購入し、売手に無償で提供しました。

今般、当社は、輸入貨物の仕入書価格とは別に、売手がそのラベルを輸入貨物に貼付する費用を売手から請求され、その費用を支払いました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払うラベルを輸入貨物に貼付する費用は、現実支払価格に含まれますか。

なお、当社が無償で提供したラベルに要した費用（ラベルの取得価格及び売手までの運賃等）は、輸入貨物の現実支払価格に加算することとしています。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払うラベルを輸入貨物に貼付する費用は、輸入貨物につき、買手により売手に対し支払われたものと認められますので、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に支払うラベルを輸入貨物に貼付する費用は、輸入貨物の生産に要した費用であり、その輸入貨物について売手に対し支払われたものと認められますので、その輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、(3)、4-2の2(1)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)